

保護者各位

学校法人聖ウルスラ学院
理事長 梶田 叡一
(公印省略)

同一家庭から2名以上在籍している園児・児童・生徒の調査について

新緑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本学院の教育活動に対し深いご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、厳しい社会経済状況のもとでも私学である本学院の教育理念と、実践に期待を寄せてくださる皆様方のご負担軽減を図るため、本学院では、種々の授業料等減免や奨学金制度を設けております。

つきましては、今回標記のことについて調査を行い、該当家庭の園納金・授業料を下記に基づき一部給付を行いますので、本学院 英智 幼稚園、小・中学校、高等学校に、同一家庭から2名以上の園児・児童・生徒が在籍している場合、別紙調査書を印刷してご記入のうえ**6月5日(木)**までに提出をお願いいたします。印刷の環境がない方は事務室窓口に用紙を用意しておりますので、窓口まで取りに来ていただくか下記担当までご連絡をお願いいたします。本制度は、認定期間が年度始めの4月から年度末の3月末までとなり、2026年度の4月分以降の授業料は、通常の額を口座から振替させていただきます。来年度につきましては、改めて調査させていただき、認定後精算させていただきますのでご了承ください。

なお、今年度聖ウルスラ学院内にご兄弟が在籍されていないご家庭は、提出不要です。

(該当される方は、本学院に在籍している兄弟姉妹のお名前を全員分もれなく記入し、お子さま全員の各クラス担任へそれぞれ提出をお願いいたします)

今年度の一部給付額は下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

記

- (1) 本学院の幼稚園、小・中学校、高等学校に同一家庭から**3名以上**の兄弟姉妹が在籍している場合
→兄弟姉妹**各々**について、以下の通り一部給付いたします。

幼稚園児：下記※1の通りです 小・中学生：授業料の10% 高校生：授業料の5%

- (2) 本学院の幼稚園、小・中学校、高等学校に同一家庭から**2名**の兄弟姉妹が在籍している場合
→**年少者(1名)**について、以下の通り一部給付いたします。

幼稚園児：下記※1の通りです 小・中学生：授業料の10% 高校生：授業料の5%

※1. 幼稚園の給付額について

これまで幼稚園園納金無償化後も同制度を継続しておりましたが、本制度は基本的に保育料・授業料を対象としていることから、2025年度入園の対象者より給付額の見直しを行うことになりました。つきましては、給付額の詳細については、幼稚園で該当された方へお知らせさせていただきますので、ご了承ください。

※ 2. 授業料一部給付承認の条件について

在籍されているご兄弟の中で他の授業料等減免制度や特待生制度を受けている場合は、どちらかの適用となり、兄弟一部給付が適用にならない場合がありますので、ご了承ください。ただし、本学院に 2 名以上在籍されている方につきましては、在籍調査を兼ねていますので、一部給付に該当しないご家庭もご提出をお願いいたします。

精算の時期について

◎補助対象者が幼稚園在籍の方

幼児教育無償化との調整により、2026 年 3 月に年間該当額を振込させていただきます。

※幼稚園の震災減免制度については、宮城県からの通知があり次第、別途お知らせいたします。

◎補助対象者が小・中学校、高等学校在籍の方

銀行等との手続き完了までにある程度の期間を要するため、6 月中に決定しご案内の上、4～6 月分の納入済み分の該当額の合計を精算いたします。7 月からは授業料引落の際、充当分を差し引き処理させていただきます。

また、今年度も宮城県の**※震災授業料減免制度**が実施される予定です。震災授業料減免制度の対象になるご家庭につきましては、震災授業料減免制度が本制度より優先されるため、本制度の適用外となります。そのため、別紙「授業料一部給付申請書 兼 同一家庭から複数通学(園)園児・児童・生徒家庭在籍確認調査書」の中で、震災授業料減免制度の該当確認を同時に行います。

震災授業料減免制度の対象になる可能性がある方は、別紙確認調査書の【3】に○をつけてください。

震災授業料減免制度に該当しないご家庭には、調査完了次第上記のスケジュールで該当額の精算を行う予定です。

なお、後から震災授業料減免制度に該当していることが分かった場合は、本制度の金額の返金をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※震災授業料減免制度とは宮城県による制度です。

○対象要件

保護者が 2011 年 3 月の東日本大震災において原子力災害地域（※下記対象地域）において被災し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項に定める算定基準額が 154,500 円未満（加算世帯に該当）であること（小・中学校のご家庭も高等学校就学支援金の計算方法に基づいた算出となります。保護者全員の年収を合算して 590 万円未満が目安となりますが、控除額等の有無により変わりますので、ご不明な場合はお問い合わせください）が該当要件となります。

※対象地域

全域対象：富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、広野町、楢葉町、葛尾村、飯館村

一部地域対象：田村市、南相馬市、川俣町、伊達市

○減免対象経費

授業料（高校生の方は就学支援金の額を差し引きます）、教育費（教育充実費）、設備費（新入生の方は入学金も対象）が、県の定めた上限額まで軽減されます。詳細は今年度の通知が届き次第お知らせいたします。

担当：聖ウルスラ学院英智幼稚園

事務室 三浦

TEL：022 - 293 - 4024

FAX：022 - 293 - 4014

担当：聖ウルスラ学院英智小・中、高等学校

事務室 加藤 佑希子

TEL：022 - 286 - 6461 / 022 - 286 - 3557

FAX：022 - 286 - 6334

《授業料一部給付申請書 兼 同一家庭から複数通学(園)園児・児童・生徒家庭在籍確認調査書》

2025年 月 日

学校法人聖ウルスラ学院

理事長 梶田 叡一 殿

保護者氏名 _____ ⑧

保護者住所 _____

電話番号 _____

下記のとおり、園児・児童・生徒複数が、聖ウルスラ学院英智に在籍していることをお届けいたします。また、授業料一部給付規定に該当する場合、一部給付を申請いたします。

記

【1】本学院在籍中の兄弟姉妹の人数を、本人を含めて右にご記入ください。⇒ () 人兄弟・姉妹

【2】現在在籍している兄弟姉妹全員の校種・学年・コース等・組・出席番号・氏名、及び本学院に在籍し始めた校種を、年齢が低い方から順番にご記入ください。

- ① ア、現在の在籍： ・幼稚園 (ふたば・つぼみ・はな _____ 組)
・小・中学校 (1st・2nd・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)
・高等学校 (尚志・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)

イ、本学院に在籍し始めた校種： 幼稚園、小学校、中学校、高等学校

【校種、該当コース等を○で囲んでください。】 氏名 _____

- ② ア、現在の在籍： ・幼稚園 (ふたば・つぼみ・はな _____ 組)
・小・中学校 (1st・2nd・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)
・高等学校 (尚志・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)

イ、本学院に在籍し始めた校種： 幼稚園、小学校、中学校、高等学校

【校種、該当コース等を○で囲んでください。】 氏名 _____

- ③ ア、現在の在籍： ・幼稚園 (ふたば・つぼみ・はな _____ 組)
・小・中学校 (1st・2nd・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)
・高等学校 (尚志・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)

イ、本学院に在籍し始めた校種： 幼稚園、小学校、中学校、高等学校

【校種、該当コース等を○で囲んでください。】 氏名 _____

- ④ ア、現在の在籍： ・幼稚園 (ふたば・つぼみ・はな _____ 組)
・小・中学校 (1st・2nd・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)
・高等学校 (尚志・特志T1・特志T2 _____ 年 _____ 組 _____ 番)

イ、本学院に在籍し始めた校種： 幼稚園、小学校、中学校、高等学校

【校種、該当コース等を○で囲んでください。】 氏名 _____

【3】※震災授業料減免制度に該当する可能性がある方は、右の()に丸を付けてください ()